

青森県果報

第二千八十五号

平成十四年十月十一日(金曜日)

目次

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	二
在地変更の届出	健康医療課	二
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	畜産課	三
家畜伝染病の発生	畜産課	三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	経理課	三
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	経営振興課	三
出先機関		
道路の位置の指定	十和田県土整備事務所	四
右 同	同	四
右 同	同	四
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	生活安全課	五

告 示

青森県告示第四百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

青森県知事 木村守男

名 称	居宅介護事業者		居宅介護の種類	名 称	居宅介護事業所		指 定 年 月 日
	主たる所在地	訪問介護			所 在 地	年 月 日	
"	有限会社キユア在宅介護	訪問介護	"	"	"	"	"
"	弘前市大字三丁目一〇の八	訪問介護	"	"	"	"	"
"	上北郡東北町字塔ノ沢	訪問介護	"	"	"	"	"
"	上北郡天間木町字ホムヘ	訪問介護	"	"	"	"	"
"	上北郡天間木町字上ノ舘	訪問介護	"	"	"	"	"
"	弘前市城東中央四丁目四の六	訪問介護	"	"	"	"	"
"	弘前市城東中央四丁目四の六	訪問介護	"	"	"	"	"
"	弘前市城東中央四丁目四の六	訪問介護	"	"	"	"	"

有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目八の一	通所介護	ケアプラザあびのデスタ	五所川原市大字飯詰字石田二二九の一〇	一四・一〇・一
有限会社十和田だいち	十和田市大字藤島字中道五二の一	痴呆対応型共同生活介護	グループホームはなはな	十和田市大字藤島字中道五二の一	"
社会福祉法人 嶽陽会	弘前市大字富田町七九	"	痴呆対応型共同生活介護事業所 同生活介護事業所 同グループホーム 同パイプラインのホ	中津軽郡岩木町大字百沢字小松野八七三	一四・一〇・一

青森県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名称	所在地	指定期日
青森保健生活協同組合	青森保健生活協同組合	青森市大字浦町三三三	青森保健生活共同組合堤診療所	青森市茶屋町一の一	平成一四・一〇・一	
とうほく天間農業協同組合	とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町三塔ノ沢山一の一	とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町三塔ノ沢山一の一	平成一四・一〇・一	
有限会社佐藤器械	ケアプラザあびのデスタ	弘前市大字安原三丁目八の一	五所川原市大字飯詰字石田二二九の一〇	一四・一〇・一		

青森県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

青森県知事 木村守男

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業所		年 月 日 更
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更後	株式会社まどか	岩手県盛岡市西青森三二二の五	アズミメデイケアサウス東北 福島指定 福祉用具貸与事業所	八戸市内丸二丁目二の一 八戸市大字林通五〇の七	平成一四・一〇・一
変更前	株式会社まどか	岩手県盛岡市西青森三二二の五	福祉用具貸与事業所	八戸市大字林通五〇の七	平成一四・一〇・一

青森県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

青森県知事 木村守男

区分	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		年 月 日 更
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	

秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十四年十月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月十一日

十和田県土整備事務所長 上原 佳三

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
十和田市大字三本木字下 平二〇〇の一四	五〇・三〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・一〇・二四

十和田県土整備事務所告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月十一日

十和田県土整備事務所長 上原 佳三

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
十和田市元町西二丁目五 〇の二及び五一の二	七二・〇〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・一〇・二七

十和田県土整備事務所告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月十一日

十和田県土整備事務所長 上原 佳三

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
三沢市岡三沢八丁目五〇 の二〇、五〇の一五、五 〇の一六、五〇の一八及 び五〇の二〇	一〇〇・五〇メー トル	六・〇〇メートル	平成 一四・一〇・三〇

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十月十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRびよびよパークG	株式会社ソフィア
"	CRびよびよパークV	"
"	XRクレイジーモンスターズG	"
回胴式遊技機	ベティ・ブープS	サミー株式会社

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭